

HOKKAIDO SHINKIN BANK

REPORT 2024

北海道信用金庫
レポート 2024
＜資料編＞

◇ 財務諸表	1～4
◇ 経営指標／諸比率	5～7
◇ 資金調達	7～8
◇ 資金運用	8～9
◇ 債権管理	10
◇ 為替業務／国際業務	11
◇ 証券業務	11～12
◇ 連結財務諸表	13～14
◇ バーゼルⅢへの対応	15～29
◇ 総代会、内部管理態勢等	30～35
◇ 開示項目一覧	36



北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK

*貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 1 0 3 期 (2023年3月末)	第 1 0 4 期 (2024年3月末)
(資 産 の 部)		
現 金	12,450	13,624
預 け 金	436,906	389,057
金 銭 の 信 託	500	500
有 価 証 券	259,105	287,120
国 債	31,093	28,614
地 方 債	123,661	150,036
社 債	82,964	85,388
株 式	1,754	2,961
そ の 他 の 証 券	19,632	20,119
貸 出 金	650,120	649,487
割 引 手 形	3,992	4,980
手 形 貸 付	37,231	36,515
証 書 貸 付	565,938	563,933
当 座 貸 越	42,958	44,057
そ の 他 資 産	6,494	8,427
未 決 済 為 替 貸	143	318
信 金 中 金 出 資 金	4,907	6,637
前 払 費 用	7	6
未 収 収 益	1,147	1,142
そ の 他 の 資 産	288	323
有 形 固 定 資 産	16,038	16,176
建 物	7,064	7,199
土 地	8,300	8,245
建 設 仮 勘 定	—	5
その他の有形固定資産	673	727
無 形 固 定 資 産	598	557
ソ フ ト ウ ェ ア	544	504
その他の無形固定資産	54	53
前 払 年 金 費 用	513	537
繰 延 税 金 資 産	805	955
債 務 保 証 見 返	476	483
貸 倒 引 当 金	△ 4,304	△ 3,666
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,540)	(△ 2,791)
資 産 の 部 合 計	1,379,706	1,363,261

(単位：百万円)

科 目	第 1 0 3 期 (2023年3月末)	第 1 0 4 期 (2024年3月末)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	1,179,501	1,175,680
当 座 預 金	42,190	41,454
普 通 預 金	603,364	636,889
貯 蓄 預 金	6,146	6,285
通 知 預 金	2,988	1,124
定 期 預 金	484,699	453,011
定 期 積 金	32,974	31,018
そ の 他 の 預 金	7,137	5,897
譲 渡 性 預 金	7,760	11,260
借 用 金	108,278	90,166
借 入 金	4,278	166
当 座 借 越	104,000	90,000
そ の 他 負 債	1,390	1,871
未 決 済 為 替 借	177	373
未 払 費 用	322	392
給 付 補 填 備 金	3	2
未 払 法 人 税 等	384	585
前 受 収 益	337	321
払 戻 未 済 金	61	77
払 戻 未 済 持 分	9	28
資 産 除 去 債 務	10	10
そ の 他 の 負 債	83	78
賞 与 引 当 金	370	386
役員退職慰労引当金	401	445
睡眠預金払戻損失引当金	165	161
偶 発 損 失 引 当 金	198	309
債 務 保 証	476	483
負 債 の 部 合 計	1,298,543	1,280,764

(純 資 産 の 部)

出 資 金	2,924	2,847
普 通 出 資 金	2,924	2,847
利 益 剰 余 金	79,460	81,544
利 益 準 備 金	2,985	2,924
その他利益剰余金	76,475	78,620
特 別 積 立 金	75,033	76,362
(経営基盤強化積立金)	(9,647)	(10,079)
当期末処分剰余金	1,441	2,257
処 分 未 済 持 分	△ 47	△ 68
会 員 勘 定 合 計	82,337	84,323
その他有価証券評価差額金	△ 1,175	△ 1,827
評価・換算差額等合計	△ 1,175	△ 1,827
純 資 産 の 部 合 計	81,162	82,496
負債及び純資産の部合計	1,379,706	1,363,261

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

* 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 1 0 3 期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)	第 1 0 4 期 (2023年4月1日～ 2024年3月31日)
経 常 収 益	12,053	12,831
資 金 運 用 収 益	10,599	11,027
貸 出 金 利 息	8,016	8,118
預 け 金 利 息	692	830
有価証券利息配当金	1,768	1,956
その他の受入利息	122	122
役 務 取 引 等 収 益	1,165	1,173
受入為替手数料	467	461
その他の役務収益	698	711
そ の 他 業 務 収 益	101	114
国債等債券売却益	4	10
その他の業務収益	96	103
そ の 他 経 常 収 益	186	516
貸倒引当金戻入益	50	203
償却債権取立益	46	5
株式等売却益	59	275
金銭の信託運用益	—	13
その他の経常収益	29	18
経 常 費 用	10,208	10,034
資 金 調 達 費 用	82	81
預 金 利 息	71	69
給付補填備金繰入額	2	1
譲渡性預金利息	3	3
借 用 金 利 息	5	7
役 務 取 引 等 費 用	782	844
支払為替手数料	44	44
その他の役務費用	738	800
そ の 他 業 務 費 用	5	18
国債等債券売却損	—	6
その他の業務費用	5	11
経 費	8,994	8,844
人 件 費	4,892	4,846
物 件 費	3,675	3,535
税 金	427	463
そ の 他 経 常 費 用	342	244
株式等売却損	52	20
株式等償却	0	—
金銭の信託運用損	4	—
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	285	224

※ 右上へつづく

(単位：百万円)

科 目	第 1 0 3 期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)	第 1 0 4 期 (2023年4月1日～ 2024年3月31日)
経 常 利 益	1,844	2,797
特 別 利 益	39	255
固定資産処分益	15	255
その他の特別利益	23	—
特 別 損 失	79	90
固定資産処分損	7	33
減 損 損 失	46	57
その他の特別損失	25	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,804	2,961
法人税、住民税及び事業税	443	692
法 人 税 等 調 整 額	9	98
法 人 税 等 合 計	452	790
当 期 純 利 益	1,352	2,171
繰越金（当期首残高）	88	86
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,441	2,257

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

* 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	第 1 0 3 期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)	第 1 0 4 期 (2023年4月1日～ 2024年3月31日)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,441	2,257
積 立 金 取 崩 額	61	77
利益準備金限度超過取崩額	61	77
剰 余 金 処 分 額	1,416	2,250
普通出資に対する配当金	(年3%) 87	(年3%) 83
特 別 積 立 金	897	1,490
経営基盤強化積立金	432	677
繰越金（当期末残高）	86	83

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査

2024年6月24日開催の第104回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「監査法人銀河」の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2024年6月25日

北海道信用金庫 理事長 佐藤信明

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成15年1月1日の合併により取得した建物及び、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに、平成30年1月1日の合併により取得した一部の有形固定資産については（定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 2年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監督特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、社会経済環境の変化等により将来の不確実性が高まっている状況等を勘案し信用リスクに応じた将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認められる額を以下のとおり計上しております。

- 大口債務者のうち一定の条件に該当する債務者に対する償却については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見取り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

- 上記①以外の債務者に対する償却については、過去の一定期間における貸倒実績率や破綻懸念先の滞留年数等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。

破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等（営業関連部署）の協力の下に資産査定室（資産査定部署）が資産査定を実施しております。

なお、合併により引き継いだ一部の貸出先で、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、償却額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として償却額から直接減額しており、その金額は110百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によるしております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理（又は損益処理）

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直直の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
- 制度全体に占める当金庫の拠出割合（令和5年3月分）

	0.6856%
--	---------

- 補足説明
上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金131百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠病金払戻引当金は、負債上における支払の予定金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見取り、必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、主に送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。資金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し、利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,666百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 955百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 子会社等の株式の総額 20百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 15,861百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく償却は次のとおりであります。なお、償却は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,990百万円
危険債権額 5,866百万円

三月以上延滞債権額 — 100万円

貸出条件緩和債権額 866百万円

合計額 9,723百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者により有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、先却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,980百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金 81百万円

預け金 104,353百万円

有価証券 1,716百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,235百万円

借入金 90,166百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金70,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、敷金119百万円が含まれております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は12百万円であります。

- 出資1口当たりの純資産額 14,842円70銭

- 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地域内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による経営推進会議や理事会を開催し、審査、報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営監督部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に類するリスク特性を有している債券に係るカウンターパーティーリスクに關しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理

- 金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

- 為替リスクの管理

当金庫は、運用元本に対して為替の変動リスクがある外貨建資産の保有はありませんが、為替の変動リスクを内包した商品を保有しており、継続的なモニタリングを行っております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び経営推進会議において定期的に報告されております。

- 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営推進会議において協議された運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用管理規程に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び経営推進会議において定期的に報告されております。

- 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」（非上場株式等、市場価格のない金融商品を除く。）、「貸出金」、「預金積立」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場のリスク量を月次あるいは四半期で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のV a Rは分散共分散法により算出しており、「有価証券」のうち、株式、投資信託、合同特定包括信託及びその他の証券については（保有期間1年、信頼区間99％、観測期間1年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は1,353百万円であります。それ以外は（保有期間1ヵ月、信頼区間99％、観測期間1年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は7,725百万円であります。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、市場リスクの算出において、マイナスの値の市場金利も考慮し市場リスク量を算出しております。

また、23.における時価においても同様であります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等により場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、現金及び重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	389,057	389,485	427
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,512	4,477	△ 35
その他有価証券	282,194	282,194	—
(3) 貸出金（※1）	649,487		
貸倒引当金（※2）	△ 3,666		
	645,820	651,879	6,058
金融資産計	1,321,585	1,328,036	6,451
(1) 預金積金（※1）	1,175,680	1,174,696	△ 984
(2) 譲渡性預金（※1）	11,260	11,250	△ 9
(3) 借入金（※1）	90,166	90,191	25
金融負債計	1,277,106	1,276,138	△ 968

（※1）預け金、貸出金、預金積金、譲渡性預金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

預け金については、市場金利（SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自庫原保証付私券債は、情報センターにおいて算出された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、2.4. から 2.7. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 最終期日経過又は6カ月超延滞等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。）

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利（SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

預金積金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（SWAP）を用いております。

(2) 譲渡性預金、借入金

譲渡性預金、借入金については、（1）と同様であります。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※1）	20
非上場株式（※1）（※2）	201
組合出資金（※3）	191
信金中央金庫出資金（※1）	6,637
その他出資金（※1）	0
合 計	7,051

（※1）子会社株式、非上場株式、信金中央金庫出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当事業年度において、非上場株式の減損処理はありません。

（※3）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
預け金	90,557	250,500	15,000	33,000
有価証券				
満期保有目的の債券	4,112	—	100	300
その他有価証券のうち譲渡性のあるもの	36,505	46,224	151,744	36,300
貸出金（※）	158,071	216,941	150,944	122,355
合 計	289,246	513,666	317,789	191,955

（※）貸出金のうち、最終期日経過又は6カ月超延滞等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	1 0 年 超
預金積金（※）	1,078,041	97,561	76	—
譲渡性預金	11,260	—	—	—
借入金	90,011	46	58	49
合 計	1,179,313	97,608	135	49

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、2.7. まて同様であります。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	4,099	4,107	7
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,099	4,107	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	12	11	△ 0
	そ の 他	400	357	△ 42
	小 計	412	369	△ 42
合 計		4,512	4,477	△ 35

子会社株式で市場価格のあるものはありません。

その他有価証券	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,460	1,432	1,028
	債 券	109,755	109,160	595
	国 債	7,540	7,472	68
	地 方 債	81,339	80,895	444
	社 債	20,876	20,793	83
	そ の 他	9,862	8,544	1,318
	小 計	122,079	119,137	2,941
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	279	316	△ 36
	債 券	150,171	154,896	△ 4,724
	国 債	21,074	22,857	△ 1,783
	地 方 債	64,597	65,795	△ 1,197
	社 債	64,499	66,243	△ 1,743
	そ の 他	9,664	10,368	△ 703
	小 計	160,115	165,580	△ 5,465
合 計		282,194	284,718	△ 2,523

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券（単位：百万円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	112	43	14
債 券	709	10	—
国 債	300	2	—
地 方 債	—	—	—
社 債	408	8	—
そ の 他	245	28	6
合 計	1,067	82	20

27. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、「当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%以上下落しており、一年以内に取得原価程度まで時価の回復の可能性が見込めない」と判断される」若しくは「当該有価証券の時価が今年度を含み過去2期の決算で連続して取得原価に比べ30%以上50%未満下落しており、取得原価の70%以上への時価の回復の可能性を反証する事が困難」に該当した場合については、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

28. 運用目的の金銭の信託（単位：百万円）

	貸 借 対 照 表 計 上 額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	500	—

29. 運用目的以外の金銭の信託はありません。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けした場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し出ることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,801百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,801百万円であります。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	493百万円
賞与引当金	106百万円
役員退職慰労引当金	122百万円
その他有価証券評価差額金	696百万円
その他	4,766百万円
繰延税金資産小計	1,895百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 791百万円
評価性引当額小計	△ 791百万円
繰延税金資産合計	1,103百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	148百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	148百万円
繰延税金資産の純額	955百万円

32. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示していません。前受収益に含まれる契約負債の金額は、13百万円であります。

33. 会計上の見積りの変更

（貸倒引当金の見積りの変更）

札幌信用金庫、北海信用金庫、小樽信用金庫の合併後5年が経過、一定のデータの分析及び整備が完了し、体制が整ったことからより精緻な見積りが可能となりました。このため、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、社会経済環境の影響や破綻懸念等の滞留年数等を勘案し信用リスクに応じた将来見込み等必要な修正を加えて算出する方法に変更しております。

この変更により貸倒引当金は543百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益は543百万円増加しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 4百万円
- 子会社との取引による費用総額 107百万円
- 出資1口当たり当期純利益 383円5銭

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失計上額
札幌市内	2カ所	店 舗	57百万円
石狩市内	1カ所		
月形町内	1カ所		
真狩村内	1カ所		

営業用店舗については、原則、管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピング単位とし、遊休資産については、各資産単位をグルーピング単位としております。

店舗内店舗化や店舗統廃合による使用の中止が決定した営業用建物、土地並びに収益性の低下した営業用建物について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

店舗建替えが決定した営業用建物、土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額とし、建物については正味売却価額を原則等としております。

また、建替えにより取壊しが決定している建物については、その取壊し費用を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

* 主な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	12,470	12,836	12,188	12,053	12,831
利益 経常利益	1,043	2,153	1,946	1,844	2,797
当期純利益	847	1,592	1,458	1,352	2,171
期末 預金積金残高	1,042,018	1,146,785	1,160,034	1,179,501	1,175,680
残高 貸出金残高	573,876	647,133	649,333	650,120	649,487
有価証券残高	255,571	236,842	229,129	259,105	287,120
期末 純資産額	81,022	82,386	82,195	81,162	82,496
資産 総資産額	1,144,797	1,397,629	1,415,099	1,379,706	1,363,261

* 会員数及び出資金・配当金・単体自己資本比率・役員員数

(単位：千人、千口、百万円、人)

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
個人会員	61	60	59	58	57
法人会員	20	21	21	21	21
会員計	81	81	81	80	78
普通出資口数	6,148	6,083	5,971	5,849	5,694
普通出資金	3,074	3,041	2,985	2,924	2,847
普通出資に対する配当金総額(千円)	91,539	89,929	89,334	87,013	83,992
普通出資一口当たり配当金(円)	15	15	15	15	15
自己資本比率	16.96%	17.15%	17.77%	17.62%	17.93%
役員数	18	16	16	15	15
うち常勤役員数	15	13	13	10	10
職員数	692	664	652	634	636
男 性	432	402	384	362	363
女 性	260	262	268	272	273

* 業務粗利益

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
業務粗利益	10,995	11,370
資金利益	10,516	10,945
役務取引等利益	383	328
その他業務利益	96	95
業務粗利益率	0.80%	0.85%

※ 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

* 業務純益

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
業務純益	2,105	2,569
実質業務純益	2,105	2,569
コア業務純益	2,100	2,564
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,080	2,564

※ 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (又は取崩額) を含みます。

※ 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

※ コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

* 資金運用・資金調達勘定の平均残高・利息・利回

(単位：百万円)						
	2022年度			2023年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	1,365,970	10,599	0.77%	1,322,512	11,027	0.83%
貸 出 金	626,859	8,016	1.27%	627,951	8,118	1.29%
預 け 金	496,793	692	0.13%	418,463	830	0.19%
有 価 証 券	241,953	1,768	0.73%	273,994	1,956	0.71%
資 金 調 達 勘 定	1,313,571	82	0.00%	1,265,895	81	0.00%
預 金 積 金	1,251,137	74	0.00%	1,251,327	70	0.00%
譲 渡 性 預 金	8,717	3	0.03%	12,052	3	0.02%
借 用 金	54,216	5	0.00%	3,016	7	0.25%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

* 役務取引の状況

「その他の役務収益」には、投資信託・保険窓販に伴う手数料や口座振替手数料等が含まれております。

「その他の役務費用」には、団体信用生命保険料や保証会社への支払保証料等が含まれております。

(単位：百万円)		
	2022年度	2023年度
役 務 取 引 等 収 益	1,165	1,173
受 入 為 替 手 数 料	467	461
その他の役務収益	698	711
役 務 取 引 等 費 用	782	844
支 払 為 替 手 数 料	44	44
その他の役務費用	738	800

* その他業務利益の内訳

(単位：百万円)		
	2022年度	2023年度
そ の 他 業 務 収 益	101	114
国債等債券売却益	4	10
その他の業務収益	96	103
そ の 他 業 務 費 用	5	18
国債等債券売却損	—	6
その他の業務費用	5	11

* 総資産利益率

	2022年度	2023年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.13%	0.20%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09%	0.16%

※ 総資産経常利益率 = 経 常 利 益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 ※ 総資産当期純利益率 = 当 期 純 利 益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

* 総資金利鞘

「総資金利鞘」は、運用資金全体の収益力をみる指標です。

	2022年度	2023年度
資 金 運 用 利 回 (A)	0.77%	0.83%
資 金 調 達 原 価 率 (B)	0.68%	0.70%
総 資 金 利 鞘 (A)－(B)	0.09%	0.13%

* 受取利息と
支払利息の増減

(単位：百万円)

	2022年度			2023年度		
	資金要因	利率要因	純増減	資金要因	利率要因	純増減
受 取 利 息	△ 11	△ 9	△ 20	145	281	426
貸 出 金	△ 14	35	21	13	88	101
預 け 金	△ 107	154	47	△ 101	238	137
有 価 証 券	110	△ 198	△ 88	233	△ 45	188
支 払 利 息	△ 2	△ 5	△ 7	△ 3	2	△ 1
預 金 積 金	1	△ 7	△ 6	0	△ 3	△ 3
譲 渡 性 預 金	0	△ 1	△ 1	1	△ 1	0
借 用 金	△ 3	3	0	△ 4	6	2
その他支払利息	—	—	—	—	—	—

(注) 増減要因が重複する部分については、利率に要因を含めております。

* 預金科目別・
譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	720,978	57.2%	739,121	58.5%
(うち有利息預金)	(543,189)	(43.1%)	(563,541)	(44.6%)
当 座 預 金	34,198	2.7%	33,860	2.7%
普 通 預 金	678,939	53.9%	695,636	55.0%
貯 蓄 預 金	5,968	0.5%	6,218	0.5%
通 知 預 金	1,871	0.1%	3,406	0.3%
定 期 性 預 金	525,851	41.8%	507,641	40.2%
定 期 預 金	492,137	39.1%	476,107	37.7%
定 期 積 金	33,713	2.7%	31,533	2.5%
そ の 他	4,307	0.3%	4,564	0.4%
計	1,251,137	99.3%	1,251,327	99.1%
譲 渡 性 預 金	8,717	0.7%	12,052	0.9%
合 計	1,259,855	100.0%	1,263,379	100.0%

* 定期預金の残高

(単位：百万円)

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
固定金利定期預金	483,794	99.8%	452,190	99.8%
変動金利定期預金	904	0.2%	819	0.2%
そ の 他	0	0.0%	0	0.0%
合 計	484,699	100.0%	453,011	100.0%

* 会員・会員外預金の
残高

(単位：百万円)

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員 預 金	408,582	34.6%	401,986	34.2%
会 員 外 預 金	770,918	65.4%	773,693	65.8%
合 計	1,179,501	100.0%	1,175,680	100.0%

* 人格別預金残高

(単位：百万円)					
		2023年3月末		2024年3月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
個	人	798,522	67.7%	797,107	67.8%
法	人	318,418	27.0%	316,018	26.9%
公	金	57,333	4.9%	60,138	5.1%
金 融 機 関		5,227	0.4%	2,416	0.2%
合	計	1,179,501	100.0%	1,175,680	100.0%

* 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)				
	2022年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	3,833	0.6%	4,150	0.7%
手 形 貸 付	35,087	5.6%	35,155	5.6%
証 書 貸 付	557,462	88.9%	557,082	88.7%
当 座 貸 越	30,475	4.9%	31,562	5.0%
合 計	626,859	100.0%	627,951	100.0%

* 貸出金の金利別残高

(単位：百万円)				
	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利	544,640	83.8%	543,572	83.7%
変 動 金 利	105,480	16.2%	105,915	16.3%
合 計	650,120	100.0%	649,487	100.0%

* 貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	3,292	0.5%	2,915	0.5%
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	205,274	31.6%	203,097	31.3%
そ の 他	2,826	0.4%	2,874	0.4%
計	211,393	32.5%	208,886	32.2%
保 証 協 会 等	197,953	30.4%	185,214	28.5%
保 証	60,055	9.3%	63,931	9.8%
信 用	180,719	27.8%	191,453	29.5%
計	438,727	67.5%	440,600	67.8%
合 計	650,120	100.0%	649,487	100.0%

* 債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)		
	2023年3月末	2024年3月末
当金庫預金積金	20	13
不 動 産	7	26
保 証	68	53
信 用	380	389
合 計	476	483

(単位：百万円)

* 貸出金の使途別残高

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	221,882	34.1%	228,240	35.1%
運 転 資 金	428,238	65.9%	421,246	64.9%
合 計	650,120	100.0%	649,487	100.0%

* 貸出金の業種別残高

(単位：先、百万円)

	2023年3月末			2024年3月末		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	739	30,145	4.6%	706	29,423	4.5%
農 林 漁 業	144	2,373	0.4%	130	2,145	0.3%
鉱 業、採石業、砂利採取業	5	289	0.0%	5	277	0.0%
建 設 業	2,913	78,415	12.1%	2,824	73,842	11.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	467	0.1%	4	1,058	0.2%
情 報 通 信 業	131	1,681	0.3%	128	1,500	0.2%
運 輸 業、郵便業	397	16,929	2.6%	381	16,069	2.5%
卸 売 業、小 売 業	1,864	54,394	8.4%	1,817	52,168	8.0%
金 融 業、保 険 業	59	19,001	2.9%	60	17,974	2.8%
不 動 産 業	1,869	133,073	20.5%	1,796	131,568	20.3%
物 品 賃 貸 業	35	4,915	0.7%	38	5,249	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	132	2,168	0.3%	126	2,356	0.4%
宿 泊 業	77	6,227	1.0%	72	5,871	0.9%
飲 食 業	794	9,751	1.5%	756	9,269	1.4%
生活関連サービス業、娯楽業	231	6,450	1.0%	223	6,137	0.9%
教 育、学 習 支 援 業	54	1,796	0.3%	53	1,649	0.2%
医 療、福 祉	439	18,934	2.9%	437	18,656	2.9%
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,725	41,149	6.3%	1,679	38,226	5.9%
小 計	11,613	428,166	65.9%	11,235	413,447	63.6%
国・地方公共団体等	43	115,991	17.8%	43	124,414	19.2%
個 人	21,543	105,962	16.3%	21,454	111,625	17.2%
合 計	33,199	650,120	100.0%	32,732	649,487	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位：百万円)

* 会員・会員外貸出金の残高

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	503,535	77.5%	494,564	76.1%
会 員 外	146,585	22.5%	154,922	23.9%
合 計	650,120	100.0%	649,487	100.0%

(単位：百万円)

* 住宅ローン・消費者ローン残高

	2023年3月末		2024年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
住 宅 ロ ー ン	80,092	84.3%	84,408	83.9%
消 費 者 ロ ー ン	14,900	15.7%	16,233	16.1%
合 計	94,993	100.0%	100,642	100.0%

* 預貸率

	2023年3月末	2024年3月末
期 末	54.75%	54.71%
期 中 平 均	49.75%	49.70%

※ 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

* 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	2023年3月末					2024年3月末				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,748	1,764	—	1,748	1,764	1,764	874	—	1,764	874
個別貸倒引当金	3,161	2,540	554	2,606	2,540	2,540	2,791	434	2,106	2,791
合 計	4,909	4,304	554	4,355	4,304	4,304	3,666	434	3,870	3,666

(注) 1. 貸倒引当金には、自己査定債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債務者への貸出金について、将来発生するであろう不良債権に備えて事前に積み立てている「一般貸倒引当金」と「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」に該当する債務者への貸出金について、回収不能見込額の処理に必要な準備額を計上する「個別貸倒引当金」等があります。
2. 2023年度(2024年3月末)は貸倒引当金の計上方法を変更しております。詳細については、貸借対照表の注記33.会計上の見積りの変更をご参照ください。
※百万円未満は切り捨てて表示しております。

* 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2023年3月末	2024年3月末
合 計	—	—

* 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b) = (c + d)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b) / (a)	引当率(%) (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年3月末	2,945	2,945	1,392	1,553	100.00	100.00
	2024年3月末	2,990	2,990	1,724	1,266	100.00	100.00
危険債権	2023年3月末	6,267	5,746	4,760	986	91.68	65.44
	2024年3月末	5,866	5,528	4,002	1,525	94.23	81.85
要管理債権	2023年3月末	948	356	285	70	37.52	10.69
	2024年3月末	866	289	172	116	33.41	16.81
三月以上延滞債権	2023年3月末	—	—	—	—	—	—
	2024年3月末	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年3月末	948	356	285	70	37.52	10.69
	2024年3月末	866	289	172	116	33.41	16.81
小 計 (A)	2023年3月末	10,162	9,048	6,437	2,611	89.04	70.10
	2024年3月末	9,723	8,808	5,900	2,908	90.59	76.07
正常債権 (B)	2023年3月末	640,970					
	2024年3月末	640,601					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年3月末	651,133					
	2024年3月末	650,324					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

＊内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
送金・振込	2,580,406	2,560,091
仕向	1,218,604	1,172,568
被仕向	1,361,802	1,387,523
代金取立	24,378	99
仕向	11,394	63
被仕向	12,984	36

＊公共債窓販実績

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
合計	165	384

＊外国為替取扱実績

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
仕向	7,145	33,617
被仕向	1,302,898	1,571,570

＊有価証券に関する指標

①商品有価証券の種類別の平均残高・・・該当はございません。

②有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

2023年3月末									
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	債	2,150	6,523	—	—	331	22,087	—	31,093
地方債	債	24,675	40,232	—	3,735	50,056	4,962	—	123,661
短期社債	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	債	9,601	16,159	6,799	26,179	18,681	5,542	—	82,964
株式	株	—	—	—	—	—	—	1,754	1,754
外国証券	債	601	695	801	688	2,066	2,263	3,488	10,605
その他の証券	債	—	—	—	—	—	—	9,026	9,026
2024年3月末									
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	債	3,537	2,941	—	—	908	21,227	—	28,614
地方債	債	26,039	13,949	99	7,578	96,911	5,459	—	150,036
短期社債	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	債	10,905	9,131	18,108	19,565	22,691	4,985	—	85,388
株式	株	—	—	—	—	—	—	2,961	2,961
外国証券	債	199	1,311	494	604	1,714	2,055	4,403	10,782
その他の証券	債	—	—	—	—	—	—	9,337	9,337

③有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
国債	29,548	31,526
地方債	106,758	134,648
短期社債	—	—
社債	84,374	86,977
株式	1,632	1,646
外国証券	11,254	11,235
その他の証券	8,385	7,960
合計	241,953	273,994

＊外貨建資産残高・・・該当はございません。

＊公共債引受額・・・該当はございません。

＊公共債ディーリング実績・・・取扱いはございません。

④預証率の期末値及び期中平均値

	2023年3月末	2024年3月末
期末	21.82%	24.18%
期中平均	19.20%	21.68%

※ 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

* 有価証券と金銭信託の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

① 売買目的有価証券・・・該当はございません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2023年3月末			2024年3月末		
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	7,799	7,844	44	4,099	4,107	7
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	309	311	1	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,109	8,156	46	4,099	4,107	7
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	136	135	△ 0	12	11	△ 0
	そ の 他	400	363	△ 36	400	357	△ 42
	小 計	536	499	△ 36	412	369	△ 42
合 計		8,646	8,655	9	4,512	4,477	△ 35

注1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

注2. 上記の「その他」は、外国証券です。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

		2023年3月末			2024年3月末		
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	917	610	306	2,460	1,432	1,028
	債 券	115,934	115,017	916	109,755	109,160	595
	国 債	11,593	11,416	177	7,540	7,472	68
	地 方 債	74,414	73,880	534	81,339	80,895	444
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	29,926	29,721	205	20,876	20,793	83
	そ の 他	8,114	6,997	1,116	9,862	8,544	1,318
	小 計	124,966	122,626	2,339	122,079	119,137	2,941
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	699	809	△ 109	279	316	△ 36
	債 券	113,539	116,447	△ 2,908	150,171	154,896	△ 4,724
	国 債	19,500	20,458	△ 958	21,074	22,857	△ 1,783
	地 方 債	41,447	42,132	△ 684	64,597	65,795	△ 1,197
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	52,591	53,856	△ 1,265	64,499	66,243	△ 1,743
	そ の 他	10,793	11,738	△ 944	9,664	10,368	△ 703
	小 計	125,032	128,996	△ 3,963	160,115	165,580	△ 5,465
合 計		249,998	251,622	△ 1,623	282,194	284,718	△ 2,523

注1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

注2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

注3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

④ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

		2023年3月末	2024年3月末
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式		20	20
非 上 場 株 式		117	201
組 合 出 資 金		323	191
合 計		460	413

⑤ 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年3月末		2024年3月末	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
500	—	500	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 運用目的以外の金銭の信託・・・該当はございません。

* 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023年3月末	2024年3月末
(資 産 の 部)		
現 金 及 び 預 け 金	449,356	402,681
金 銭 の 信 託	500	500
有 価 証 券	259,085	287,100
貸 出 金	650,120	649,487
そ の 他 資 産	6,494	8,428
有 形 固 定 資 産	16,039	16,177
建 物	7,064	7,199
土 地	8,300	8,245
建 設 仮 勘 定	—	5
その他の有形固定資産	674	728
無 形 固 定 資 産	598	557
ソ フ ト ウ ェ ア	544	504
その他の無形固定資産	54	53
退職給付に係る資産	513	537
繰 延 税 金 資 産	805	955
債 務 保 証 見 返	476	483
貸 倒 引 当 金	△ 4,304	△ 3,666
資 産 の 部 合 計	1,379,687	1,363,242

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
連結貸借対照表の主な注記事項は本誌14ページに掲載しております。

* 主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
経 常 収 益	12,489	12,856	12,153	12,049	12,828
経 常 利 益	1,060	2,181	1,917	1,856	2,806
親会社株主に帰属する当期純利益	861	1,611	1,466	1,359	2,177
純 資 産 額	81,120	82,503	82,320	81,270	82,611
総 資 産 額	1,144,794	1,397,632	1,415,081	1,379,687	1,363,242
自 己 資 本 比 率	16.99%	17.18%	17.79%	17.64%	17.96%

* 信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	2023年3月末	2024年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,945	2,990
危 険 債 権	6,267	5,866
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	948	866
小 計 (A)	10,162	9,723
正 常 債 権 (B)	640,970	640,601
総 与 信 残 高 (A) + (B)	651,133	650,324

(注) 連結ベースの保全状況は、単体ベースと同様のため省略しております。

(単位：百万円)

科 目	2023年3月末	2024年3月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	1,179,370	1,175,542
譲 渡 性 預 金	7,760	11,260
借 用 金	108,278	90,166
そ の 他 負 債	1,395	1,876
賞 与 引 当 金	370	386
役員退職慰労引当金	401	445
睡眠預金払戻損失引当金	165	161
偶 発 損 失 引 当 金	198	309
債 務 保 証	476	483
負 債 の 部 合 計	1,298,416	1,280,631

(純 資 産 の 部)

出 資 金	2,924	2,847
利 益 剰 余 金	79,569	81,659
処 分 未 済 持 分	△ 47	△ 68
会 員 勘 定 合 計	82,446	84,438
その他有価証券評価差額金	△ 1,175	△ 1,827
評価・換算差額等合計	△ 1,175	△ 1,827
純 資 産 の 部 合 計	81,270	82,611
負債及び純資産の部合計	1,379,687	1,363,242

* 事業の業種別セグメント

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は、記載しておりません。

* 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年4月1日～ 2023年3月31日	2023年4月1日～ 2024年3月31日
経 常 収 益	12,049	12,828
資 金 運 用 収 益	10,599	11,027
貸 出 金 利 息	8,016	8,118
預 け 金 利 息	692	830
有価証券利息配当金	1,768	1,956
その他の受入利息	122	122
役 務 取 引 等 収 益	1,160	1,168
そ の 他 業 務 収 益	101	114
そ の 他 経 常 収 益	187	518
貸倒引当金戻入益	50	203
償 却 債 権 取 立 益	46	5
その他の経常収益	90	308
経 常 費 用	10,193	10,022
資 金 調 達 費 用	82	81
預 金 利 息	71	69
給付補填備金繰入額	2	1
譲 渡 性 預 金 利 息	3	3
借 用 金 利 息	5	7
役 務 取 引 等 費 用	782	844
そ の 他 業 務 費 用	5	18
経 費	8,979	8,832
そ の 他 経 常 費 用	342	244
その他の経常費用	342	244
経 常 利 益	1,856	2,806
特 別 利 益	39	255
固 定 資 産 処 分 益	15	255
その他の特別利益	23	—
特 別 損 失	79	90
固 定 資 産 処 分 損	7	33
減 損 損 失	46	57
その他の特別損失	25	—
税金等調整前当期純利益	1,816	2,971
法人税、住民税及び事業税	447	695
法 人 税 等 調 整 額	9	98
法 人 税 等 合 計	456	793
当 期 純 利 益	1,359	2,177
親会社株主に帰属する当期純利益	1,359	2,177

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

* 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2022年4月1日～ 2023年3月31日	2023年4月1日～ 2024年3月31日
利益剰余金期首残高	78,323	79,569
利益剰余金増加高	1,359	2,177
親会社株主に帰属する当期純利益	1,359	2,177
利益剰余金減少高	113	87
配 当 金	89	87
しんきん北海道総合管理有限会社清算金	23	—
利益剰余金期末残高	79,569	81,659

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結財務諸表の作成方針>

- 連結の範囲に関する事項
(1)連結される子会社及び子法人等…2社
会社名：しんきん北海道ビジネスサービス株式会社
株式会社しんきん北海道金融センター
(2)非連結の子会社及び子法人等…該当なし
- 持分法の適用に関する事項
(1)持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等……該当なし
(2)持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等…該当なし
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社
- のれんの償却に関する事項…該当なし
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

<連結貸借対照表の注記>

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 15,863百万円
- 出資1口当たりの純資産額 14,863円36銭
- 金融商品の時価等に関する事項
(注)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	201
組合出資金(*3)	191
信金中央金庫出資金(*1)	6,637
その他出資金(*1)	0
合 計	7,031

- (*1)非上場株式、信金中央金庫出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (*2)当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。
- (*3)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- 5.当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|-----------|
| 退職給付債務 | △2,694百万円 |
| 年金資産(時価) | 3,380百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 685百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 10百万円 |
| 未認識過去勤務費用(債務の減額) | △ 137百万円 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 537百万円 |
| 退職給付に係る資産 | 537百万円 |
- ※貸借対照表注記のうち単体と同内容の項目は記載を省略しております。

<連結損益計算書の注記>

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 384円69銭
- 「その他の経常費用」には、以下を含んでおります。
偶発損失引当金繰入 110百万円
責任共有制度に係る未払費用 94百万円
株式等売却損 20百万円

※損益計算書注記のうち単体と同内容の項目は記載を省略しております。

自己資本規制
【通称：バーゼルⅢ】

- リスク管理への取組みについて 16
- 単体における事業年度の開示事項 17～24
- 連結における事業年度の開示事項 24～29

INDEX

リスク管理への取組みについて
開示事項索引

- リスク管理への取組みについて 16
- 単体における事業年度の開示事項
 - ①自己資本の構成に関する開示事項 17
 - ②自己資本調達手段の概要 17
 - ③自己資本の充実度に関する評価方法の概要 18
 - ④信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 . . . 19～21
 - ⑤信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 21
 - ⑥派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに
関するリスク管理の方針及び手続きの概要 22
 - ⑦証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 22
 - ⑧オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 22
 - ⑨出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 22～23
 - ⑩リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項 23
 - ⑪金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要 23～24
- 連結における事業年度の開示事項
 - ①連結の範囲に関する事項 24
 - ②自己資本の構成に関する開示事項 25
 - ③自己資本調達手段の概要 25
 - ④自己資本の充実度に関する評価方法の概要 26
 - ⑤信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 . . . 27～28
 - ⑥信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 28
 - ⑦派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに
関するリスク管理の方針及び手続きの概要 28
 - ⑧証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 28
 - ⑨オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 28
 - ⑩出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び
手続きの概要 28～29
 - ⑪リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
関する事項 29
 - ⑫金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要 29
- 用語解説 29

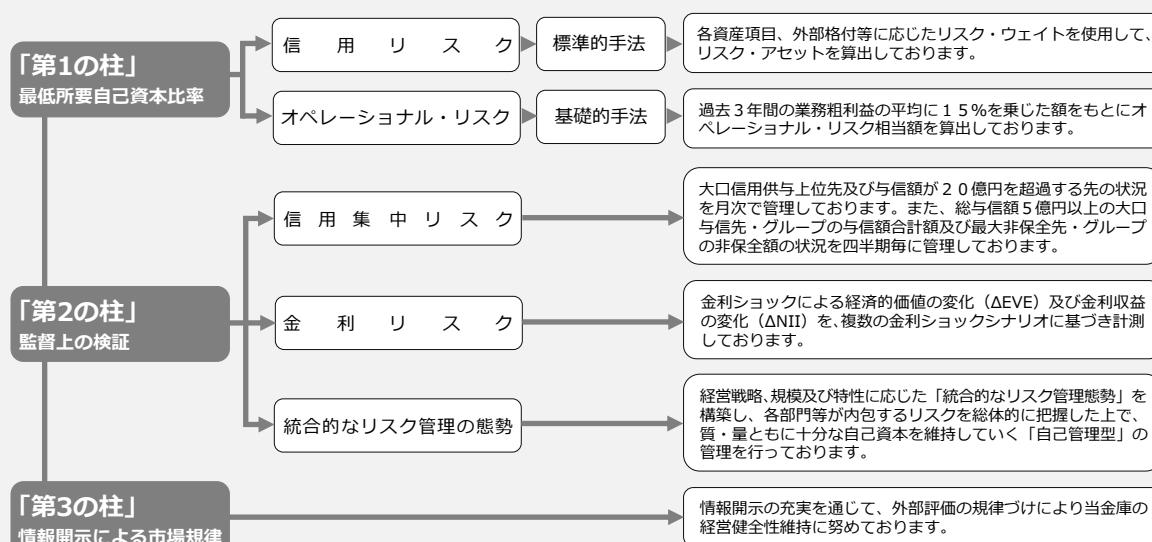
リスク管理への取組みについて

金融環境の変化、業務の多様化・複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは拡大・多様化しております。このような環境下において、当金庫が健全経営を続け、地域社会に対し持続的な貢献をしていくためには、リスク管理態勢の強化が重要であると考えております。

当金庫では、リスク管理態勢の強化を最重要課題の1つと位置づけ、どのような環境下でも柔軟に対応できるリスク管理態勢の構築に取り組んでおります。

自己資本規制 (通称：バーゼルⅢ) について	バゼルⅢは、「第1の柱」「第2の柱」「第3の柱」から構成され、金融機関が抱える様々なリスクを今まで以上に明確にし、自己資本充実のもと金融機関の健全経営強化を図るもので、従前のバーゼルⅡから、より厳格化されたものです。 (2014年3月決算からバーゼルⅢが適用されております。)
---------------------------------------	---

■ 当金庫のバーゼルⅢへの対応（概要図）



「第1の柱」は、

最低所要自己資本比率に関する事項で、信用リスク・アセットの把握を精緻化するとともに、オペレーショナル・リスクを算出し、リスク・アセットに加えております。
なお、信用リスク・アセットの計測につきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用しております。
※マーケット・リスクについては、当金庫は対象外です。

「第2の柱」は、

金融機関の自己資本戦略及びそれを維持するためのリスク管理態勢について監督当局が検証することで、金融機関に対してそれらのレベル向上を促すものです。
「第1の柱」で捉えられないリスク（信用集中リスク、金利リスク）も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討いたします。
なお、金利リスクの計測につきましては、金利ショックによる経済的価値の変化（ΔEVE）及び金利収益の変化（ΔNII）を、複数の金利ショックシナリオに基づき計測しております。また、信用集中リスクの計測につきましては、名寄せ後5億円以上を対象として計測しております。
さらに、統一的なリスク管理の態勢として、リスクカテゴリー毎に質的・量的に評価し、総体的に把握した上で、十分な自己資本を維持していく「自己管理型」の管理を行っております。

「第3の柱」は、

「第1の柱」と「第2の柱」の内容を皆さまに開示し、当金庫の市場規律を高めるものです。

当金庫は、この指針に従って多種多様なリスク量を算出又は質的に評価し、健全性維持・強化を図るための「統一的なリスク管理態勢」の構築を目指してまいります。

単体における事業年度の開示事項

1 自己資本の構成に関する開示事項

北海道信用金庫の自己資本比率は、**17.93%**で、経営体質は極めて健全です。

自己資本比率は、金融機関の経営の安全性・健全性を計る重要な指標のひとつです。信用金庫など国内で業務を行う金融機関では4.0%以上が必要とされております。

当金庫の自己資本比率は、17.93%と国内基準の4倍超の水準で、経営の健全性に全く不安ありません。

今後とも適正利益の確保による着実な自己資本の充実に努めてまいります。

(自己資本規制について、詳しくは本誌16ページをご覧ください。)

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	82,250	84,239
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,924	2,847
うち、利益剰余金の額	79,460	81,544
うち、外部流出予定額 (△)	87	83
うち、上記以外に該当するものの額	△ 47	△ 68
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,764	874
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,764	874
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	84,015	85,114
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	598	557
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	598	557
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	371	389
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	970	947
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	83,044	84,167
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	450,243	448,108
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,850	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,850	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,978	21,084
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	471,222	469,192
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	17.62%	17.93%

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の種類は、普通出資 (発行主体：北海道信用金庫) のみであります。

単体における事業年度の開示事項

3 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本は勿論のこと、自己資本比率についても経営の健全性・安全性を充分保っております。また、各エクスポージャー（与信額）が1つの分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計（A）	450,243	448,108	18,009	17,924
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	450,599	445,375	18,023	17,815
ソブリン向け	5,346	6,473	213	258
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	89,344	78,824	3,573	3,152
法人等向け	129,853	132,963	5,194	5,318
中小企業等向け及び個人向け	63,677	67,004	2,547	2,680
抵当権付住宅ローン	7,794	8,561	311	342
不動産取得等事業向け	124,647	124,281	4,985	4,971
三月以上延滞等	529	473	21	18
取立未済手形	28	63	1	2
出資等	2,086	2,515	83	100
出資等のエクスポージャー	2,086	2,515	83	100
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	27,290	24,213	1,091	968
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	4,750	—	190	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,949	6,679	197	267
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,247	1,017	49	40
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関する エクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	16,343	16,517	653	660
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,426	2,662	97	106
ルック・スルー方式	2,426	2,662	97	106
マーンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,850	—	△ 114	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	67	70	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（B）	20,978	21,084	839	843
単体総所要自己資本額（A+B）	471,222	469,192	18,848	18,767

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

注2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

注3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府等以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

注6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

単体における事業年度の開示事項

4 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識の上、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」・「融資規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に把握する管理態勢を構築しております。また、信用格付制度の導入や厳格な自己査定によって信用リスクを評価しております。貸倒引当金は、「資産の自己査定規程」及び「信用格付取扱規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 内	1,370,412	1,354,274	650,597	649,970	239,711	268,168	368	398	1,657	1,421
国 外	7,286	6,481	—	—	7,274	6,468	12	12	—	—
地 域 別 合 計	1,377,699	1,360,756	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411	1,657	1,421
製 造 業	58,265	61,225	30,147	29,424	27,409	30,795	—	—	341	359
農 林 漁 業	2,414	2,186	2,413	2,185	—	—	—	—	20	9
鉱業、採石業、砂利採取業	490	478	290	278	200	200	—	—	—	—
建 設 業	82,117	78,057	78,753	74,191	3,307	3,807	—	—	318	320
電気・ガス・熱供給・水道業	7,767	8,962	467	1,058	7,197	7,798	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3,348	3,435	1,681	1,500	1,600	1,800	—	—	1	0
運 輸 業、郵 便 業	33,404	30,886	16,931	16,072	16,426	14,768	—	—	36	18
卸 売 業、小 売 業	62,009	60,642	54,394	52,168	7,503	8,302	—	—	421	236
金 融 業、保 険 業	472,197	417,578	18,501	17,474	16,420	14,840	381	411	—	—
不 動 産 業	145,661	144,457	133,110	131,596	6,930	6,807	—	—	164	102
物 品 賃 貸 業	6,457	6,792	4,915	5,249	1,499	1,499	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,485	2,675	2,168	2,364	306	300	—	—	—	—
宿 泊 業	6,228	5,873	6,227	5,871	—	—	—	—	0	—
飲 食 業	9,752	9,271	9,751	9,269	—	—	—	—	38	62
生活関連サービス業、娯楽業	6,657	6,344	6,452	6,138	199	199	—	—	19	66
教 育、学 習 支 援 業	1,796	1,649	1,796	1,649	—	—	—	—	3	2
医 療、福 祉	19,542	19,265	18,936	18,657	602	602	—	—	97	15
そ の 他 の サ ー ビ ス	41,654	38,729	41,203	38,278	400	400	—	—	53	74
国・地方公共団体等	279,471	319,180	116,491	124,914	156,687	182,120	—	—	—	—
個 人	106,044	111,721	105,962	111,625	—	—	—	—	139	152
そ の 他	29,934	31,339	—	—	294	394	—	—	—	—
業 種 別 合 計	1,377,699	1,360,756	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411	1,657	1,421
1 年 以 下	366,323	192,670	58,652	60,019	36,900	40,616	64	9		
1 年 超 3 年 以 下	241,296	305,486	43,663	37,653	63,098	27,240	34	92		
3 年 超 5 年 以 下	66,570	91,350	58,714	62,131	7,615	18,952	240	266		
5 年 超 7 年 以 下	83,933	134,457	52,891	106,148	31,041	28,308	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	232,708	241,728	160,833	103,644	71,875	123,083	—	—		
1 0 年 超	302,379	305,792	232,883	236,315	36,453	36,434	42	42		
期間の定めのないもの	84,488	89,269	42,958	44,057	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	1,377,699	1,360,756	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411		

注1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産（未収利息を除く）、有形固定資産、無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産、財投機関債が含まれます。

注4. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

単体における事業年度の開示事項

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌10ページに掲載しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	327	342	342	550	17	17	310	325	342	550	—	—
農 林 漁 業	25	26	26	23	—	—	25	26	26	23	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	548	562	562	667	31	108	516	453	562	667	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	425	375	375	392	17	187	407	188	375	392	—	—
金 融 業 、 保 険 業	434	—	—	—	406	—	28	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	18	36	36	100	—	17	18	18	36	100	—	—
不 動 産 業	444	370	370	326	0	5	444	365	370	326	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
宿 泊 業	116	115	115	119	—	0	116	115	115	119	—	—
飲 食 業	193	138	138	143	32	2	161	136	138	143	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	8	3	3	11	4	1	4	2	3	11	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	5	—	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	349	355	355	284	—	58	349	296	355	284	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	170	139	139	114	32	35	138	103	139	114	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	93	73	73	57	8	—	85	73	73	57	—	—
合 計	3,161	2,540	2,540	2,791	554	434	2,606	2,106	2,540	2,791	—	—

注1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

注2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

注3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

単体における事業年度の開示事項

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	405,231	—	412,236
10 %	—	54,322	—	65,619
20 %	57,121	447,032	64,901	394,599
35 %	—	20,239	—	22,073
50 %	46,866	1,218	51,165	940
75 %	—	80,557	—	84,723
100 %	4,005	260,331	3,608	260,240
150 %	—	272	—	238
250 %	—	499	—	406
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	107,993	1,269,705	119,676	1,241,080

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

注3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関に以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社日本格付研究所
- 株式会社格付投資情報センター
- S&Pグローバル・レーティング
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしておりますが、判断の結果、担保や保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な対応に努めております。

自己資本規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や有価証券・不動産等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「担保物評価規則」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府関係機関等と同様の信用度を持つ「北海道信用保証協会保証」、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「融資業務取扱規程」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,125	1,042	62,987	59,606

注. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫は、貸出金の一部に派生商品取引を内包した債権を保有しております。この債権におけるリスクは基本的に受取利息に限定され元本に及ばないこと、発行体等の信用力が高いこと等の理由から、他の債権と同様のリスク管理を行っております。

また、市場運用の一環として、派生商品取引を内包した債券を保有しております。この債券に内包されている派生商品取引におきましては、そのリスクが基本的に受取利息に限定されること、購入時に取引先の信用力の高いものに限定していること等の理由から、債券自体のリスク管理以外の特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

■ 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	与信相当額	
	2022年度	2023年度
派生商品取引合計	381	411
外国為替関連取引	32	32
金利関連取引	24	24
株式関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	324	354

7 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。前者については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、定期的に経営推進会議に報告し、適切なリスク管理に努めることとしております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用管理規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

一方、後者については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

なお、当金庫では現在、前者及び後者に係る証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む）の保有はございません。

8 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と捉え、事務リスク、システムリスク、その他のカテゴリーによってリスクの認識・管理を行っております。

オペレーショナル・リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用することとし、さらなる態勢整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、定期的に経営推進会議等において、管理態勢を整備しております。

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

当金庫は、過去3年間の業務粗利益の平均値に15%を乗じた額を基にリスク量を算出する基礎的手法を採用しております。

9 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、上場投資信託（ETF）、上場REIT、子会社出資金、信金中央金庫出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場投資信託（ETF）、上場REITにかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、経営推進会議において定期的に報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社株式、子会社出資金、信金中央金庫出資金等に関しては、資金運用管理規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営推進会議へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

■ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,185	2,185	3,352	3,352
非 上 場 株 式 等	5,045	—	6,859	—
合 計	7,230	2,185	10,211	3,352

注、市場価格のない非上場株式等は、時価開示の対象とはしていません。

単体における事業年度の開示事項

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	41	71
売却損	27	14
償却	0	0

注1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

注2. 売買損益には投資の目的で出資した匿名組合の損益は含まれておりません。

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	194	1,017

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当金庫におけるリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーにあたるものは、投資信託（上場投資信託、REITを除く）、投資事業組合等が該当します。

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,897	7,463
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

11 金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、金利水準の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。
当金庫のビジネスモデルに照らし、金利に感応する資産・負債を対象として金利リスクを計測しております。なお、連結の金利リスクは、重要性の観点より、当金庫単体の金利リスクと等しいものとみなしております。
- リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
市場リスク量の統一的な尺度としてVaR法を採用しているほか、BPV法など、リスクを多面的に分析・把握することにより適切に市場リスクを管理しております。また、市場リスクにリスクリミットを設定し、適切にコントロールしております。
- 金利リスク計測の頻度
金利リスクについては月末日を基準日として月次で計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当金庫ではヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NI 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提
計測の対象となる通貨は円のみです。
 - スプレッドに関する前提
割引金利にスプレッドを含めずリスクフリー・レートを使用しております。
 - 内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NI に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2024年3月末の Δ EVE 及び Δ NI で計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、 Δ EVE 最大値及び Δ NI 最大値は前年度比増加しています。
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 Δ EVE 及び Δ NI で計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると認識しております。

単体における事業年度の開示事項

2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- a) 金利ショックに関する説明
当金庫では、主としてVaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しております。
- b) 金利リスクの計測の前提及びその意味
金利リスク計測（VaR）の前提条件は、保有期間1ヵ月、観測期間1年、信頼区間99.0%として、分散共分散法により計測しております。

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
1	上方パラレルシフト	25,907	32,883	2,549	4,335
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	19,905	23,982		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	25,907	32,883	2,549	4,335
		2022年度		2023年度	
8	自己資本の額	83,044		84,167	

連結における事業年度の開示事項

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
- 相違はございません
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ①連結子会社の数……………2社
- ②連結子会社の名称……………しんきん北海道ビジネスサービス株式会社／株式会社しんきん北海道金融センター
- ③主要な業務の内容……………事務処理の受託業務／法人向けコンサルティング業務
- (3) 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
- 該当はございません
- (4) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- (注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
- 該当はございません
- (5) 信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は法第54条の23第1項第10号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第11号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
- 該当はございません
- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 該当はございません

連結における事業年度の開示事項

2 自己資本の構成に関する開示事項

連結自己資本比率は、**17.96 %**と、高い水準を維持しております。

連結における自己資本比率については、17.96%と高い水準にあり、経営の健全性に全く不安ありません。

※連結対象となる子会社は、以下の2社です。

しんきん北海道ビジネスサービス株式会社

株式会社しんきん北海道金融センター

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	82,359	84,354
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,924	2,847
うち、利益剰余金の額	79,569	81,659
うち、外部流出予定額 (△)	87	83
うち、上記以外に該当するものの額	△ 47	△ 68
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,764	874
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,764	874
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	84,123	85,229
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	598	557
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	598	557
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	371	389
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	970	947
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	83,153	84,282
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	450,225	448,089
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,850	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,850	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,970	21,075
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	471,195	469,165
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	17.64%	17.96%

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

3 自己資本調達手段の概要

本誌17ページ参照（単体と同じ）

連結における事業年度の開示事項

4 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本誌18ページ参照（単体と同じ）

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計（A）	450,225	448,089	18,009	17,923
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	450,580	445,356	18,023	17,814
ソブリン向け	5,346	6,473	213	258
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	89,344	78,824	3,573	3,152
法人等向け	129,853	132,963	5,194	5,318
中小企業等向け及び個人向け	63,677	67,004	2,547	2,680
抵当権付住宅ローン	7,794	8,561	311	342
不動産取得等事業向け	124,647	124,281	4,985	4,971
三月以上延滞等	529	473	21	18
取立未済手形	28	63	1	2
出資等	2,066	2,495	82	99
出資等のエクスポージャー	2,066	2,495	82	99
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	27,292	24,215	1,091	968
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	4,750	—	190	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,949	6,679	197	267
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,247	1,017	49	40
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関する エクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連 調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	16,344	16,518	653	660
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,426	2,662	97	106
ルック・スルー方式	2,426	2,662	97	106
マंडレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,850	—	△ 114	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	67	70	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額（B）	20,970	21,075	838	843
連結総所要自己資本額（A + B）	471,195	469,165	18,847	18,766

注1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

注2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

注3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構向け、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府等以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

注4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）× 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

注6. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

連結における事業年度の開示事項

5 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌19ページ参照（単体と同じ）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 内	1,370,394	1,354,256	650,597	649,970	239,711	268,168	368	398	1,657	1,421
国 外	7,286	6,481	—	—	7,274	6,468	12	12	—	—
地 域 別 合 計	1,377,680	1,360,737	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411	1,657	1,421
製 造 業	58,265	61,225	30,147	29,424	27,409	30,795	—	—	341	359
農 林 漁 業	2,414	2,186	2,413	2,185	—	—	—	—	20	9
鉱業、採石業、砂利採取業	490	478	290	278	200	200	—	—	—	—
建 設 業	82,117	78,057	78,753	74,191	3,307	3,807	—	—	318	320
電気・ガス・熱供給・水道業	7,767	8,962	467	1,058	7,197	7,798	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3,348	3,435	1,681	1,500	1,600	1,800	—	—	1	0
運 輸 業、 郵 便 業	33,404	30,886	16,931	16,072	16,426	14,768	—	—	36	18
卸 売 業、 小 売 業	62,009	60,642	54,394	52,168	7,503	8,302	—	—	421	236
金 融 業、 保 険 業	472,197	417,578	18,501	17,474	16,420	14,840	381	411	—	—
不 動 産 業	145,661	144,457	133,110	131,596	6,930	6,807	—	—	164	102
物 品 賃 貸 業	6,457	6,792	4,915	5,249	1,499	1,499	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,475	2,665	2,168	2,364	306	300	—	—	—	—
宿 泊 業	6,228	5,873	6,227	5,871	—	—	—	—	0	—
飲 食 業	9,752	9,271	9,751	9,269	—	—	—	—	38	62
生活関連サービス業、娯楽業	6,657	6,344	6,452	6,138	199	199	—	—	19	66
教 育、 学 習 支 援 業	1,796	1,649	1,796	1,649	—	—	—	—	3	2
医 療、 福 祉	19,542	19,265	18,936	18,657	602	602	—	—	97	15
そ の 他 の サ ー ビ ス	41,644	38,719	41,203	38,278	400	400	—	—	53	74
国・地方公共団体等	279,471	319,180	116,491	124,914	156,687	182,120	—	—	—	—
個 人	106,044	111,721	105,962	111,625	—	—	—	—	139	152
そ の 他	29,935	31,341	—	—	294	394	—	—	—	—
業 種 別 合 計	1,377,680	1,360,737	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411	1,657	1,421
1 年 以 下	366,323	192,670	58,652	60,019	36,900	40,616	64	9		
1 年 超 3 年 以 下	241,296	305,486	43,663	37,653	63,098	27,240	34	92		
3 年 超 5 年 以 下	66,570	91,350	58,714	62,131	7,615	18,952	240	266		
5 年 超 7 年 以 下	83,933	134,457	52,891	106,148	31,041	28,308	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	232,708	241,728	160,833	103,644	71,875	123,083	—	—		
1 0 年 超	302,379	305,792	232,883	236,315	36,453	36,434	42	42		
期間の定めのないもの	84,469	89,251	42,958	44,057	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	1,377,680	1,360,737	650,597	649,970	246,985	274,637	381	411		

注1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

注2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定指定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

注3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他資産（未収利息を除く）、有形固定資産、無形固定資産、退職給付に係る資産、繰延税金資産、財投機関債が含まれます。

注4. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌10ページ参照（単体と同じ）

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

本誌20ページ参照（単体と同じ）

連結における事業年度の開示事項

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	405,231	—	412,236
10 %	—	54,322	—	65,619
20 %	57,121	447,032	64,901	394,599
35 %	—	20,239	—	22,073
50 %	46,866	1,218	51,165	940
75 %	—	80,557	—	84,723
100 %	4,005	260,313	3,608	260,222
150 %	—	272	—	238
250 %	—	499	—	406
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	107,993	1,269,687	119,676	1,241,061

注1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。

注2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

注3. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

《リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関》

本誌21ページ参照（単体と同じ）

6 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌21ページ参照（単体と同じ）

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本誌21ページ参照（単体と同じ）

7 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌22ページ参照（単体と同じ）

■ 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

本誌22ページ参照（単体と同じ）

8 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌22ページ参照（単体と同じ）

9 オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌22ページ参照（単体と同じ）

《オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

本誌22ページ参照（単体と同じ）

10 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本誌22ページ参照（単体と同じ）

■ 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,185	2,185	3,352	3,352
非 上 場 株 式 等	5,025	—	6,839	—
合 計	7,210	2,185	10,191	3,352

注. 市場価格のない非上場株式等は、時価開示の対象とはしていません。

連結における事業年度の開示事項

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

本誌23ページ参照（単体と同じ）

■ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

本誌23ページ参照（単体と同じ）

■ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

本誌23ページ参照（単体と同じ）

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

本誌23ページ参照（単体と同じ）

12 金利リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

本誌23～24ページ参照（単体と同じ）

■ 金利リスクに関する事項

本誌24ページ参照（単体と同じ）

<用語解説>

用 語	解 説	ページ
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象等により損失を被るリスクのことをいいます。	16
信用集中リスク	与信ポートフォリオ全体に対して特定の業種や同一グループ、商品等の与信額の割合が過度に集中することによって、損失が発生した場合に被るリスクのことをいいます。	16
金利リスク	資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（預金、貸出金、有価証券等）が、金利ショック（変動）によって損失を被るリスクのことをいいます。	16
リスク・ウェイト	資産の危険度を表す指標であり、自己資本規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いております。	16
リスク・アセット	リスクを保有する資産（貸出金や有価証券等）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。	16
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（1%）の平行移動等の算出方法があります。	16
Δ E V E	銀行勘定の金利リスク（通称：I R R B B（Interest Rate Risk in the Banking Book））のうち、金利ショックに対する経済的価値（Economic Value of Equity）の減少額をいいます。	16
Δ N I I	銀行勘定の金利リスク（I R R B B）のうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの金利収益（Net Interest Income）の減少額をいいます。	16
自己資本比率	自己資本の額 ÷ リスク・アセット等の額の合計額で算出します。	17
コア資本	自己資本の中の基礎項目であり、出資金、利益準備金、特別積立金等から構成されます。	17
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものをいいます。	19
適格格付機関	新BIS規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることが出来る格付を付与する格付機関のことで、金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。	21
適格金融資産担保	自己資本比率算定上、信用リスク削減手法として有効（適格）なものを指します。 具体的な内訳は以下のとおりです。 ①現金及び自金庫預金 ②金 ③日本国若しくは地方公共団体の発行する円建ての債券等 ④適格格付機関が格付を付与している債券で次のもの 中央政府・中央銀行・日本の地方公共団体及び政府関係機関が発行した債券で、適格格付機関により付与された格付に対応する信用区分が所定以上であるもの等	21
オリジネーター	資金調達とバランスシートの圧縮を目的として資産の証券化を行う者（金銭債権や不動産等資金化が容易でない資産を保有する者）をいいます。	22

会員の皆さまの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

1 総代会について

- (1) 信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。
- (2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。
- (3) 当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員である方。
- (2) 当金庫の良き理解者である方。
- (3) 総代として相応しい見識を有し、正しい判断ができる方。
- (4) 人格者であり、当金庫の発展にご協力いただける方。
- (5) 地域における信望が厚い方。
- (6) 就任時点で75歳未満である方。

3 任期・定数・選任方法等

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代定数は、100人以上200人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、2024年3月31日現在の総代数は173人で、会員数は78,879人です。
- (2) 総代の選任方法

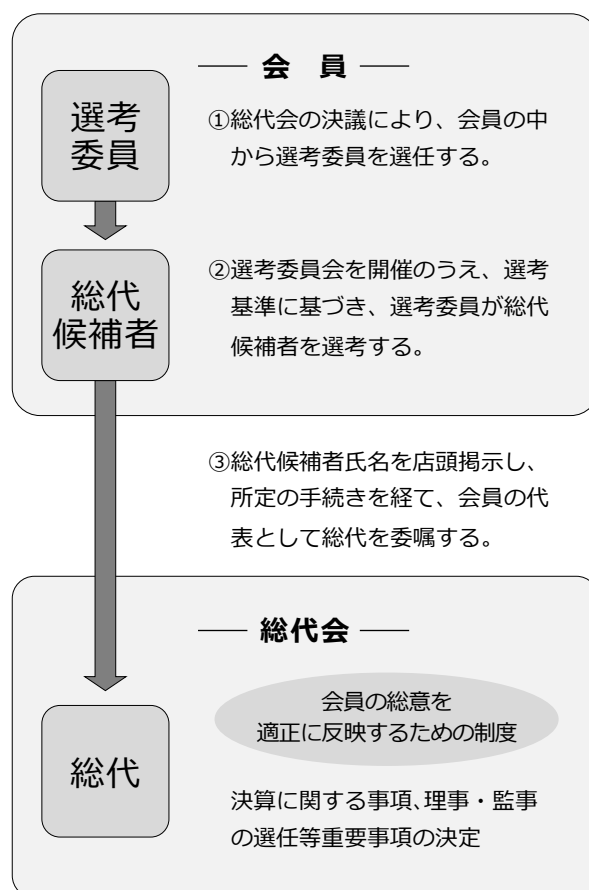
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

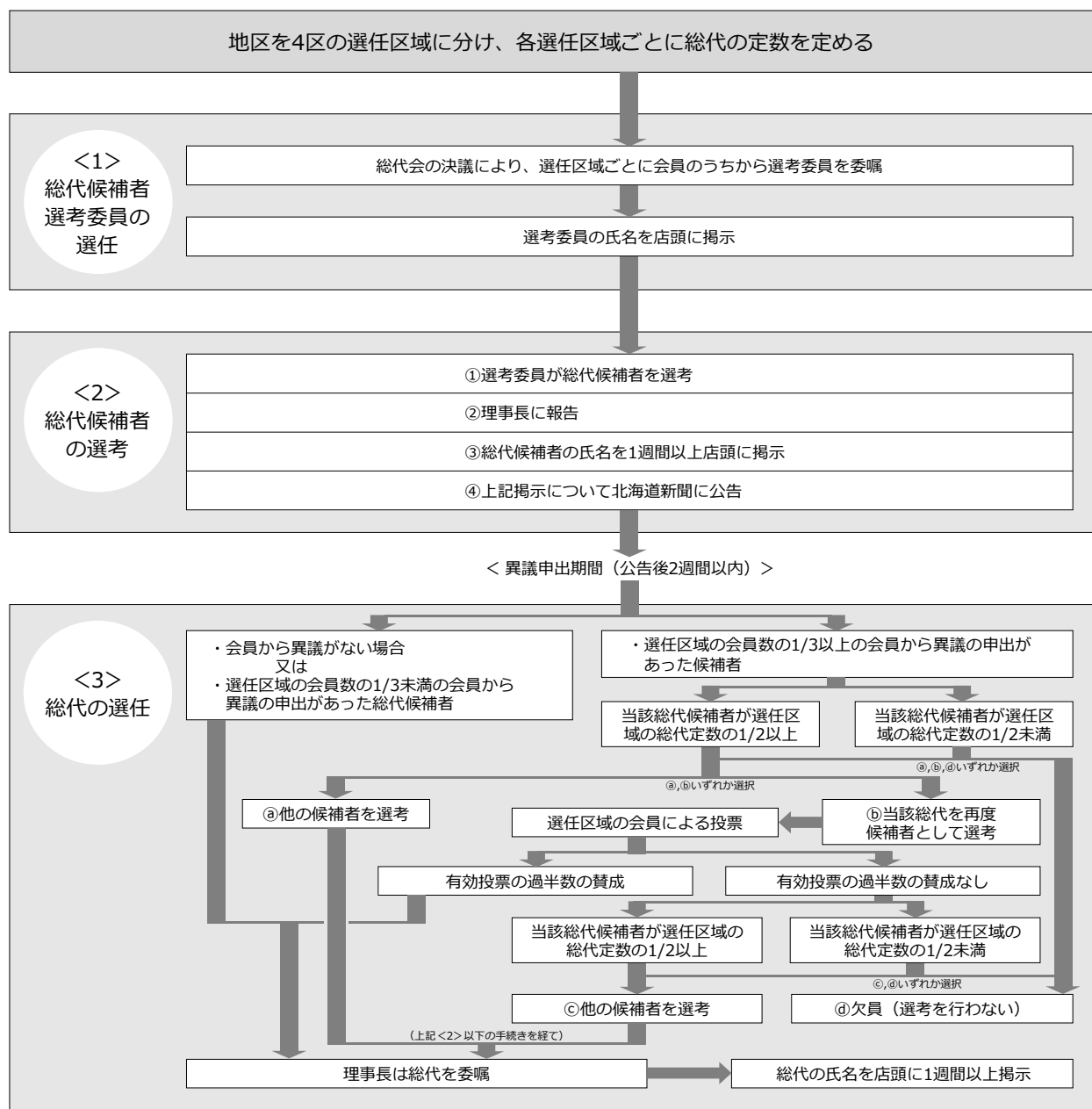
 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③その総代候補者を会員が信任します（異議があれば申し立てる）。
- (3) 総代の定年制

総代会の一層の機能向上と活性化、世代交代の促進などを目的として、総代定年制を導入しております。

 - ・総代の定年は満75歳到達日とします。ただし、任期中にあつては直近に到来する任期満了日までといたします。



<総代が選任されるまでの手続きについて>



内部管理態勢

当金庫は、内部管理基本方針を制定し、以下の態勢によりコンプライアンス（法令等遵守）、お客さま保護等の徹底及び各種リスクの管理を行っております。

コンプライアンス態勢

当金庫は、常に信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、コンプライアンスを経営の最重要事項の一つと位置付けております。

法令等遵守方針を制定し、北海道信用金庫行動綱領を記したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に周知するとともに、コンプライアンス・プログラムの実践による、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、コンプライアンス委員会の定期的開催等により、コンプライアンス機能の強化を図っております。

お客さま保護等管理態勢

当金庫は、顧客保護等管理方針を制定し、お客さまの保護及び利便の向上に努めております。

また、必要に応じて規程等を整備するとともに、お客さまからの苦情やご意見をお客様相談室で一元的に管理し、関連部署で情報を共有のうえ対応する態勢としております。

さらに、利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理する態勢としております。

リスク管理態勢

当金庫は、直面する各種リスクを的確に管理し、経営の健全性維持に努めております。

統合的リスク管理方針を制定し、リスクを以下のとおり区分して個別の方法で質的又は量的に評価したうえで、全体のリスクの程度を判断し、経営体力と対照する統合的リスク管理を行っております。

また、リスク管理委員会の定期的開催により、リスク管理機能を充実させております。

信用リスク … 信用供与先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

計量化システムを活用して、総体のリスク量を計測しております。

貸出にあたっては厳格な審査を行い、一定額以上の大口貸出は経営推進会議で協議する等、健全な貸出に努めております。

また、融資部経営支援室では、経営改善の支援を通じ、お取引先の経営向上に努めております。

さらに、資産査定室等での資産査定により適正な償却・引当を行い、資産の健全化に努めております。

市場リスク … 金利、為替、株価等の市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値等が変動し、損失を被るリスク

統計的手法で金利リスク量を計測する等、資産と負債の総合管理（ALM）を行い、経営推進会議で検証しております。

また、市場での資金運用は、運用・チェック・事務の分担により相互に牽制しているほか、市場動向を常時注視し、損益の把握等により機動性の高い運用に努めております。

流動性リスク … 予期せぬ資金流出から必要な資金確保が困難になること等により損失を被るリスク

預金及び貸出金の動向を常時把握することにより、運用資金において支払準備資金を確保しております。

また、想定外の資金流出に備え、運用資金の流動性を段階別に管理しております。

オペレーショナル・リスク … 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク

主
な
も
の
と
し
て

**事務
リスク**

… 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

相互牽制による事務処理の確認体制を構築して、事務ミスや不正の防止に努めております。
また、お客さまからのご意見等を窓口、メール等で承り、事務の改善に努めております。

**システム
リスク**

… コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、コンピュータの不正使用等により損失を被るリスク

公益財団法人 金融情報システムセンターの安全対策基準に準拠したコンピュータセンターにオンラインシステムを外部委託することによりハードウェア及びソフトウェアの管理態勢を強化しております。

また、セキュリティ管理態勢、システム管理態勢、データ管理態勢、ネットワーク管理態勢、システム企画・開発体制の各側面からシステム管理を行っております。

なお、サイバーセキュリティリスクへの取組みを重要課題と認識し、サイバーセキュリティに関する関係法規等を遵守するとともに継続的な態勢整備に努めております。

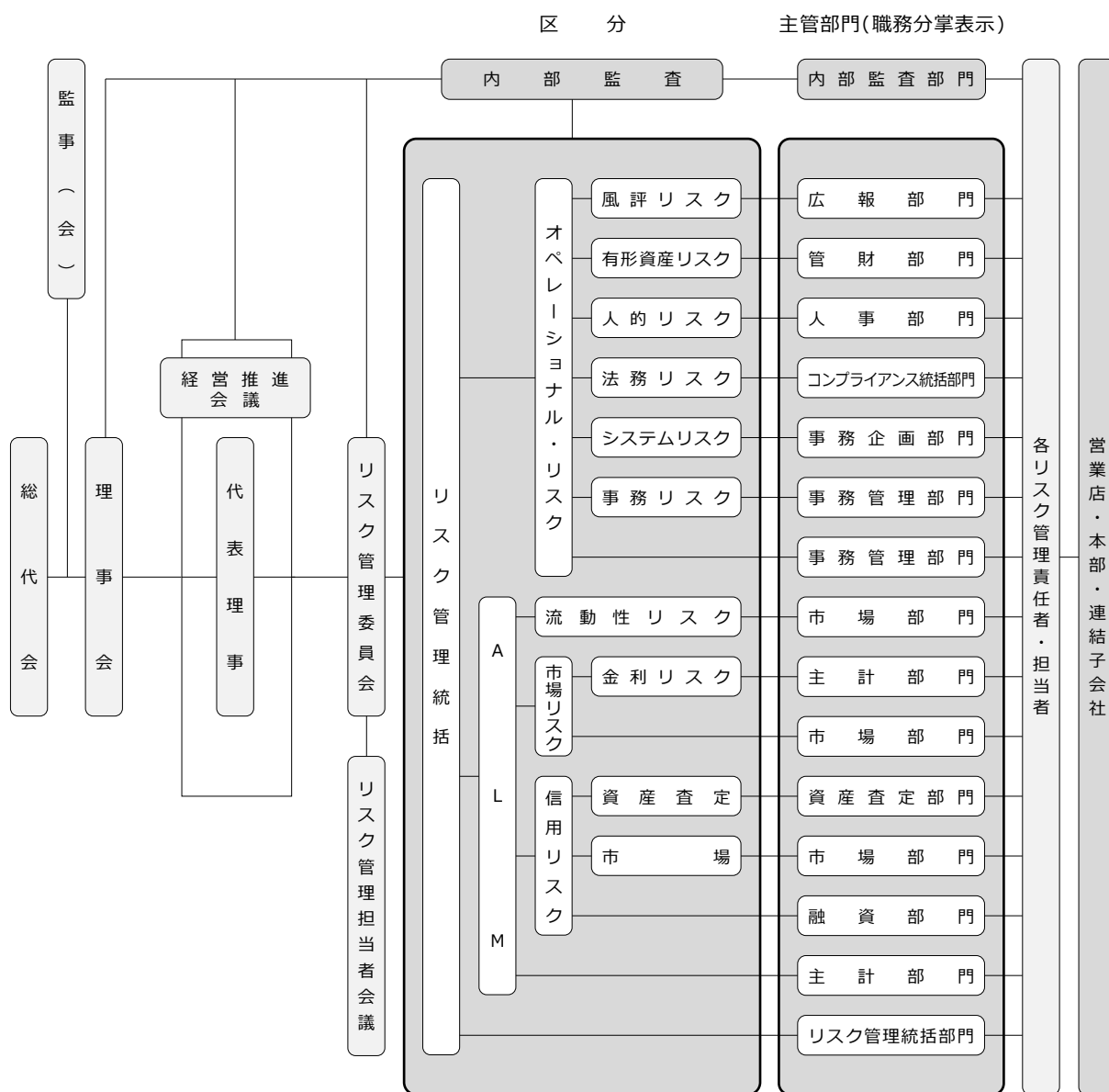
以上のほか、コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を制定し、自然災害等への対策を講じております。

監査制度等

これらの態勢を検証するために、内部監査・監事監査を実施しているほか、会計監査人の外部監査を受けております。
また、各種研修による啓蒙、自店検査等により内部管理の改善に取り組んでおります。

リスク管理組織

リスク管理組織図（2024年6月末現在）



金融円滑化への取組み

当金庫は、従来より地域の皆さま、中小企業・小規模事業者の皆さまへ必要な資金を円滑に供給するとともに、お客さまの経営に関するご相談や経営改善支援にきめ細かく対応するなど、積極的に金融仲介機能を発揮してまいりました。

今後も、貸付条件の変更等や円滑な資金供給、お客さまの立場に立った最適な解決策の提案など、より親身な対応に努めてまいります。

金融円滑化の体制

当金庫は、「地域金融円滑化のための基本方針」を遵守し、金融円滑化を進めるために、以下の体制を整備しております。

1. お借入れ条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制
2. お借入れ条件の変更等のお申込みに関する苦情相談を適切に行うための体制
3. 中小企業者等の事業の改善又は再生に向けた支援を適切に行うための体制

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、以下の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定若しくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下、「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫及び株式会社しんきん北海道金融センター（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立又は競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は取引方法を変更する方法
 - (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理の適切性及び有効性について定期的に検証します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、関係法令を遵守し、金庫全体として実効的な態勢整備に取り組み、業務の適切性を確保します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等対策を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、経営陣が主導的に関与して、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

また、当金庫のマネロン等に係るリスクが変化した場合や運営上の課題等が確認された場合は、あらためて方針・手続・計画等の見直しを行い、マネロン等対策の実効性を高める態勢を構築します。
2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の担当役員、統括部署及び主管部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部門の連携のもと、マネロン等対策に取り組みます。

また、グループ会社におけるマネロン等対策について、グループ一体で整合的に対策に取り組みます。
3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクに対して適切な措置を講じます。
4. お客さまへの対応

当金庫は、関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、お客さまや取引のリスクに即した対応策等、適切な措置を実施する態勢を整備します。
5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店等からの報告又は取引モニタリング・フィルタリングにおいてシステム検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引やお客さま等を適切に把握し、当局に対して直ちに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者等との取引関係の排除及び資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の指導、研修

当金庫は、マネロン等対策に係る取組みを役職員に浸透させることにより、役職員がマネロン等対策に関する知識、理解を深め、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理を適切に行うよう、継続的な指導、研修を実施し、役割に応じた専門性、適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、統括部署及び主管部署による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる態勢の改善に努めます。
9. お客さまからの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について、お客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

● 当金庫の取組みについて

2007年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けた更なる態勢整備が求められています。

当金庫においても、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としております。これにより、以下のⅠ. のいずれかに該当する者は当金庫の会員となることはできません。また、会員が以下のⅡ. のいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの金庫の信用を毀損し又はこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込書でしていただく、上記Ⅰ. の「1.」及び「2.」のいずれにも該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

苦情処理措置・紛争解決措置（金融ADR制度）への対応

苦情処理措置

1. 当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・店頭掲示等で公表しております。苦情等は当金庫営業日（9時～17時）に営業店又はお客様相談室までお申し出ください。

北海道信用金庫

お客様相談室

住 所 / 札幌市中央区南2条西3丁目15番地の1

T E L / 011-241-1661

F A X / 011-241-7221

Eメール / 北海道信用金庫ホームページメニュー「お問い合わせ」より

受付時間 / 9:00～17:00（当金庫営業日）

受付媒体 / 電話、手紙、面談、FAX、Eメール

※当金庫は、お客さまからの苦情等を営業店又はお客様相談室で受け付けております。その際、お客さまの個人情報は苦情等の解決を適切かつ円滑に行うために利用させていただきます。

2. 当金庫のほかに、「北海道地区しんきん相談所」又は「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくはお客様相談室にご相談ください。

紛争解決措置

当金庫は紛争解決のため、お客様相談室のほかに、「北海道地区しんきん相談所」又は「全国しんきん相談所」にお申し出があれば、札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。詳しくはお客様相談室にご相談ください。

北海道地区しんきん相談所

（一般社団法人北海道信用金庫協会）

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

TEL 011-221-3273

受 付 日 / 月～金（信用金庫営業日）

受付時間 / 9:00～17:00

受付媒体 / 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所

（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03-3517-5825

受 付 日 / 月～金（信用金庫営業日）

受付時間 / 9:00～17:00

受付媒体 / 電話、手紙、面談

札幌弁護士会紛争解決センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10

札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内

TEL 011-251-7730

受 付 日 / 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 / 9:00～12:00、13:00～16:00

<東京三弁護士会>

東京弁護士会 紛争解決センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3581-0031

受 付 日 / 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 / 9:30～12:00、13:00～16:00

第一東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3595-8588

受 付 日 / 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 / 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03-3581-2249

受 付 日 / 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 / 9:30～12:00、13:00～17:00

※東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人が連携・共同して紛争の解決にあたります。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

※現地調停や移管調停は、全ての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続きについては、東京三弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様相談室にお問い合わせください。

◎組織	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 2	◎総資産経常利益率	・ ・ ・ ・ ・ 6
◎役員一覧	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 2	◎総資産当期純利益率	・ ・ ・ ・ ・ 6
◎店舗一覧	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 15～16	◎預金の平均残高	・ ・ ・ ・ ・ 7
◎主な事業内容	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 14	◎定期預金の区分ごとの残高	・ ・ ・ ・ ・ 7
◎事業の概況	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 4	◎貸出金の平均残高	・ ・ ・ ・ ・ 8
◎金融ADR制度への対応	・ ・ ・ ・ ・ 35	◎金利区分ごとの貸出金残高	・ ・ ・ ・ ・ 8
◎報酬体系について	・ ・ ・ ・ ・ 36	◎担保別貸出残高と債務保証見返額	・ ・ ・ ・ ・ 8
◎中小企業の経営改善及び 地域活性化のための取組状況	・ ・ ・ ・ [本編] 8～10	◎使途別の貸出金残高	・ ・ ・ ・ ・ 9
◎経常収益	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎業種別の貸出金残高	・ ・ ・ ・ ・ 9
◎経常利益	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎商品有価証券の種類別の平均残高	・ ・ ・ ・ ・ 11
◎当期純利益	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎有価証券の種類別の残存期間別の残高と平均残高	・ ・ 11
◎出資及び出資口数	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎預貸率の期末値、期中平均値	・ ・ ・ ・ ・ 9
◎純資産額	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎預証率の期末値、期中平均値	・ ・ ・ ・ ・ 11
◎総資産額	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎内部管理態勢	・ ・ ・ ・ ・ 32
◎預金積金残高	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎財務諸表	・ ・ ・ ・ ・ 1～4
◎貸出金残高	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎連結財務諸表	・ ・ ・ ・ ・ 13～14
◎単体自己資本比率	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	・ ・ ・ 10
◎出資配当金	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎自己資本の充実状況	・ ・ ・ ・ ・ 17
◎役員員数	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎有価証券と金銭信託の取得価額 又は契約価額、時価及び評価損益	・ ・ ・ ・ 12
◎業務粗利益	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎貸倒引当金	・ ・ ・ ・ ・ 10
◎業務純益	・ ・ ・ ・ ・ 5	◎貸出金償却	・ ・ ・ ・ ・ 10
◎資金運用収支	・ ・ ・ ・ ・ 6	◎会計監査人	・ ・ ・ ・ ・ 2
◎役務取引等収支	・ ・ ・ ・ ・ 6	◎子会社情報	・ ・ ・ ・ ・ [本編] 2
◎その他業務収支	・ ・ ・ ・ ・ 6		
◎資金運用・調達勘定	・ ・ ・ ・ ・ 6		
◎利息・利回	・ ・ ・ ・ ・ 6		
◎受取利息・支払利息	・ ・ ・ ・ ・ 7		

＜報酬体系について＞

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、算定方法を内規で定めております。また、贈呈の時期、支払方法等について、理事については理事会に一任し、監事については監事の協議に委ねることを総代会で決議しております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	229

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬等」186百万円、「退職慰労金」42百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2023年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2023年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

※ 網掛け部分の記載は連結開示に係る項目です。

北海道信用金庫のキャラクターを紹介します。



太陽の妖精



森の妖精



北海道信用金庫

HOKKAIDO SHINKIN BANK

北海道信用金庫レポート2024<資料編>

発行 2024年7月

北海道信用金庫 経営推進部

〒060-0062

札幌市中央区南2条西3丁目15番地の1

TEL 011-241-2125

<ホームページアドレス>

<https://www.shinkin.co.jp/hokkaido/>